証券コード　7992
2021年３月12日

株　主　各　位

東京都墨田区江東橋四丁目２６番５号
セーラー万年筆株式会社
代表取締役社長　比　佐　　泰

第108期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第108期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書の書面（郵送）、又はスマートフォン、インターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後述の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「４.議決権の行使についてのご案内」に従って、2021年３月26日（金曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　2021年３月29日（月曜日）午前10時（受付９時～）

２．場　　所　東京都江東区毛利二丁目６番５号
印刷製本包装機械健保会館　４階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第108期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　**定款一部変更の件**

第２号議案　**取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件**

４．議決権の行使についてのご案内

（１）書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2021年３月26日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

（２）インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、次ページ「インターネットによる議決権の行使についてのご案内」をご高覧の上、
2021年３月26日（金曜日）午後６時までにご行使ください。

（３）スマートフォンをご利用の方
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

（４）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.sailor.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.sailor.co.jp/）に掲載させていただきます。

スマートフォン・インターネットによる議決権の行使についてのご案内

スマートフォン・インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net

スマートフォンからは、議決権行使書に印刷されたＱＲコードを利用して、パスワード入力不要で議決権行使可能です。

２．議決権行使のお取扱いについて
（１）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
（２）議決権の行使期限は、2021年３月26日（金曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
（３）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
（４）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

３．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
（１）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
（２）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
（３）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

４．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
（１）本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話 0120（652）031（受付時間 9：00～21：00）
（２）その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。
(a)証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
(b)証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
電話 0120（782）031 （受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の流行により各国でロックダウンが実施されるなど景気は急速に悪化し、きわめて厳しい状況が続きました。日本経済においても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、４月に緊急事態宣言が発出されたことをはじめ、インバウンド需要の蒸発、個人消費の減少など、経済活動は厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは、文具事業の立て直しのため、プラス（株）グループにおいて新たに設立した国内文具販売会社「コーラス株式会社」に参画して販売力の拡大を目指すとともに、７月に20億円の転換社債型新株予約権付社債を発行し、文具事業の広島工場における新工場建設準備に着手するなど、積極的な経営施策に取り組みました。しかしながら、業績につきましては、新型コロナウイルス感染症流行による経済活動停滞の影響は大きく、当連結会計年度は売上高47億9千8百万円(前期比9.9％減）、営業損失7千5百万円（前期営業損失2千1百万円）となりました。支払利息や社債発行費の計上などにより、経常損失1億2千4百万円（前期経常損失4千4百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1億3千6百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失1億3千9百万円）となっております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(文具事業)

文具事業の状況につきましては、経済活動が厳しい中、増産の取り組みを続けている主力製品の万年筆及び万年筆インクの国内外での販売は好調に推移しました。しかしながら、国内販売では新型コロナウイルス感染症対策による影響などから、仕入商品である輸入筆記具の落ち込みが大きく、またボールペン等の低価格帯の筆記具もふるわなかった結果、売上高32億2千7百万円（前期比12.0％減）と大きく減少しました。利益につきましては、セグメント損失1億3千7百万円（前期セグメント損失6千1百万円）となっております。

(ロボット機器事業)

ロボット機器事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行による景気の先行きに対する警戒感により設備投資等が先送りされた影響などから、売上高15億7千1百万円(前期比5.2％減）と減少しました。一方、利益につきましては、付加価値向上への取り組みなどにより、セグメント利益6千2百万円（前期比51.9％増）となっております。

当社グループは、文具事業の立て直しのため積極投資を開始いたしましたが、収益回復までには今少し時間が必要で、当期は赤字を計上することとなりました。収益安定化のためには、なお一層の努力が必要です。従って、当期の配当金は、引き続き無配とさせていただきたくお願い申しあげます。

【連結】セグメント別売上高

（単位：千円）

セグメント	前期 2019.1.1～2019.12.31		当期 2020.1.1～2020.12.31		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
		%		%	%
文具事業	3,667,530	68.9	3,227,580	67.3	△12.0
ロボット機器事業	1,658,370	31.1	1,571,328	32.7	△5.2
合計	5,325,901	100.0	4,798,908	100.0	△9.9

② 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は2億6千9百万円であります。その主なものは、工場建設準備設備、万年筆製造設備その他工場設備の更新等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、文具事業の広島工場における新工場建設、万年筆製造設備及び新製品開発資金を確保するため、2020年6月23日の取締役会決議により、プラス株式会社に対し第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（発行価額の総額20億円）の発行決議を行い、７月13日金20億円の払い込みが完了しております。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

区分	第105期 2017年12月期	第106期 2018年12月期	第107期 2019年12月期	第108期 2020年12月期（当期）
売上高（百万円）	5,694	5,400	5,325	4,798
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	16	△97	△44	△124
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	99	△90	△139	△136
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	7.98	△6.57	△9.54	△9.37
総資産（百万円）	4,800	5,173	5,013	6,942
純資産（百万円）	1,829	2,326	2,198	2,049
１株当たり純資産額（円）	146.29	159.25	150.50	140.31

※2017年7月1日付で普通株式につき10株を1株にする株式併合を行ったため、第105期の期首に株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の流行に関しては先行き不透明な状況でありますが、ワクチン接種も始まり、経済活動は今後少しずつ改善していくことが期待されます。しかしながら、一世紀ぶりのパンデミックは、人々の生活に多大なる影響を及ぼし、価値観やライフスタイルに大きな変化をもたらすことが予測されています。このような状況のもと、企業活動は、この大きな変化を見通し、先取りする施策が求められています。

当社グループは、この社会変化に適応し、生産性向上のための投資、販売方法・販売ルートの見直し、働き方の改善などの施策によって、業績向上と社会貢献を目指してまいります。得意分野、競争力を持った分野に経営資源を集中し、積極的に投資を行っていくことで生産性を向上し、売上高の増加、収益の確保を目指します。

なお、当社は、当社現況の変化と社会情勢の変化に対応するため、2020年2月に見直しを発表した中期経営計画（2020年から2022年まで）を変更して、新たに中期経営計画（2021年から2023年まで）を策定し、3月5日に証券取引所及び当社ホームページにおいて発表いたしました。

（文具事業）

当社の強みである万年筆及び万年筆用インクの販売は国内外で好調を維持しており、万年筆の増産・生産性向上、付加価値向上を目指してまいります。また、コーラス（株）への参画により、当社筆記具に関わる販売員、販売チャネルは増加しており、汎用価格帯筆記具の拡販を目指します。更に、付加価値向上の取り組み強化により、安定的に利益を生み出せる体制を整えてまいります。

（ロボット機器事業）

剛性と耐久性、生産性の良さで評価される当社射出成形機用取出ロボットについて、その汎用性を生かして、新型コロナウイルス感染症対策に関連した医療機器業界へのアプローチ強化、地球温暖化対策関連業界へのアプローチ強化など、世の中の変化に合わせた機動的な販売強化を実施してまいります。また、ぺんてる（株）との協業による自動化装置への取り組み強化、生産設備のスマートファクトリー化に必要なIoTへの取り組みの強化などにより、顧客の生産性向上と品質の安定性に貢献してまいります。

株主の皆様には大変ご心配をおかけしておりますが、当社グループは、更なる業績向上及び企業価値の増大を達成し、早期の復配を目指してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申しあげます。

『経営理念』

【社是】

進歩的で高品質なセーラー商品により会社を興隆し社会･文化の発展に貢献すること

【社訓】

責任に生きよ

【行動理念】

お客様の満足度を最大化します
活気ある職場をつくります
革新的な技術開発を行います
永続性のある企業経営を目指します
独創性に富む商品を提供します
信頼される企業集団になります

【コーポレート・アイデンティティ】

セーラー万年筆のコーポレート・アイデンティティを構成する三つの言葉

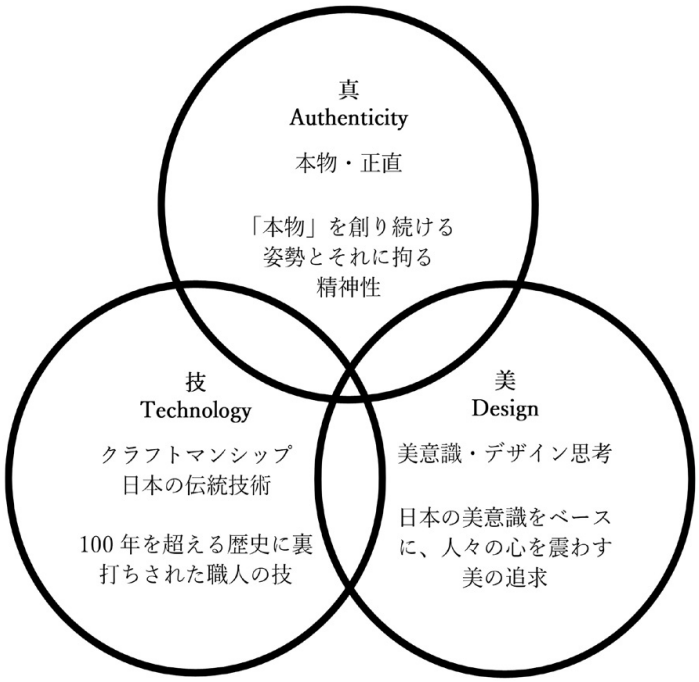

真・技・美の三位一体

真(“本物”だけを愚直に追い続ける。逆に本物でないものを捨てる勇気を持つ)、技（何度向き合っても「完成」はない。それが「技」と「作業」の違いである。伝統に裏打ちされながらも常に高みへの挑戦を続ける姿勢。）、美（日本の美意識をすべての製品と企業活動に昇華させる。使う人、持つ人の心を震わす美を求め続ける。）の三位一体をもって、唯一無二のメーカーを目指します。

新たなビジュアル・アイデンティティ

SAILOR

セーラー万年筆

信頼と希望の象徴である「錨」。「Anchor」の語源となる古代ギリシャ語は「曲がった腕」を意味し、船を力強く繋ぎ止める錨に古代の人々は目に見えない神秘的なエネルギーや神の加護を感じてきました。これまでも、これからも、セーラー万年筆の象徴として。希望・信頼の象徴である「錨」モチーフはそのままに、技術力の力強さと繊細で日本的な美意識をロゴマークに込めることで創業初期の精神を伴ったまま現代に昇華させ、そして未来へつなげていきます。
ロゴタイプはセーラー万年筆の創業当時の魂が宿る初期の美しいグラフィックの元に、簡素化することで美を見出す日本の美意識を込めました。

また、新CIカラーとして、「SAILOR BLUE - 黎明」を設定しました。長く大陸文化を受け入れてきた港町・呉において、創業者・阪田久五郎の見た景色―。「黎明」は夜明けの意味と共に、新しいことが始まる時を指します。夜明け前の瀬戸内の海に見たであろう、これから来る今日への希望。その目に映った希望の姿を我々も見続けること。原点へ思いを馳せながら日本の手仕事による確かな技術と美意識を以てその海の先に広がる世界へ向けて出航します。

【ものづくり思想】
あまたある筆記具の中から、セーラー万年筆を選んでくださるお客さまがいます。
“お客さまに喜んでいただきたい”という私たちの思いは、ときに型破りな発想や、遊び心を引き出し、さらなる機能の追求へと駆り立ててきました。
“手書き文化を支える先駆者であり続けながら、自らも厳しい目を持つ書き手であれ”
創業以来、私たちの中に息づくこだわりは、精緻をきわめた細部の技術にまで至り、本物の美しさを浮かび上がらせます。セーラーの筆記具を手にしたお客さまは、機能に裏打ちされた美しさを感じ、表現する喜びにあふれることでしょう。
人びとの感性をゆさぶる道具を、つくり続けていくこと。私たちのものづくりへの思いと挑戦する魂は続きます。果敢に進む力こそ、未来を切りひらくと信じて。

『2021年度　会社方針』

セーラー万年筆は、新たに策定した【コーポレート・アイデンティティ】あるいは【ものづくり思想】といった「企業ビジョン」を具体的な企業活動に反映し、安定的に一定額以上の収益を確保するために、全員一致協力し、努力を続けます。

１．収益に関する方針
- 2021年12月期連結営業利益目標105百万円を達成します。
- 事業の健全な運営に必要なキャッシュ（運転資金）を確保・維持します。
- プラス（株）グループ各社との連携を強化し、文具事業部・ロボット機器事業部双方でシナジー効果による利益を創出します。
- 将来の事業成長を担う海外事業の育成に努めます。

２．働きがいに関する方針
- 新しいワークスペース作りを行い、社員が安全で働きやすい環境をつくります。
- 人事・賃金制度の構造全体を見直すために専門チームを作り、検討に着手します。
- 社会の要請に応え、子育て、介護をしながらでも働きやすい制度の確立、定年制度や再雇用制度の見直しを実施します。

３．未来に向けた投資に関する方針
- 生産性の向上を図り、災害リスクに備えた工場とするため、広島工場の建替えを進めます。
- 広島工場の製造設備の更新と増設を行い製造能力の増強を図ります。
- 広島工場の建替えにあたり、クリーンエネルギーを積極活用するなど地球環境にやさしい設計を行います。
- 研究設備を整えると共に、研究要員の増強を図り将来に向けた研究開発を促進します。
- ぺんてる（株）との連携を強化し、青梅工場の体制の充実化を図り、ロボット事業の技術開発力を高めます。
- 新しいワークスタイルに合わせた情報インフラの整備、サプライチェーンの生産性向上、ペーパーレスを含めた管理業務の効率化など、デジタルトランスフォーメーションを実現する情報インフラへの投資を積極的に進めます。

４．従来から取り組んできたフォレストステーショナリー活動を拡大し、持続可能な開発目標（SDGs）にある「陸の豊かさも守ろう」に貢献します。

５．社内の意識改革に関する方針
- 事業計画を全社員で共有し、一度決めた目標を、不屈の精神と創意工夫を持って最後まで粘り強くやり遂げる「執着心」を醸成します。
- 社員ひとりひとりが自らに枠を設けず、勇気をもって新たなことに挑戦し続けるチャレンジ精神を大切にします。
- オンラインを含めたあらゆる手段を駆使し、社員間のコミュニケーションを充実させ、プラス（株）グループへの出向者を含む社員全員がセーラー万年筆の向かうべき方向を共有できるようにします。
- プラス（株）グループとの人材交流を活発に行い、社内に新しい感覚や風土を取り入れ、また出向先で新しい空気を吸収することで、セーラー万年筆社員の内なる変革を促します。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況（2020年12月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	千THB	%	
THE SAILOR (THAILAND) CO.,LTD.	6,000	100.0	ロボットの販売

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループは筆記具を主体とした文具類及びロボット機器の製造販売を行っております。具体的な内容は次のとおりであります。

文具事業

万年筆、ボールペン、シャープペンシル、ふでペン、マーキングペン、インク、修正ペン、ギフト雑貨用品等

ロボット機器事業

①プラスチック射出成形機用自動取出ロボット

②プラスチック射出成形品等の自動組立、包装装置

③その他（半導体、金属プレスのハンドリングロボット等）

(6) 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

当社	本社	東京都墨田区江東橋四丁目26番5号
	事業部	東京都墨田区、東京都青梅市
	事業所	大阪市城東区
	工場	東京都青梅市、広島県呉市
THE SAILOR (THAILAND) CO.,LTD.	本社	タイ　バンコク

(7) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
文具事業	109(113)名	△57(△6)名
ロボット機器事業	81(4)名	△1(0)名
全社（共通）	8(-)名	1(-)名
合計	198(117)名	△57(△6)名

（注）1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当社グループは収益を安定的に確保していくために、プラス（株）グループが新たに設立した国内文具マーケティング・営業・販売機能を統合したプラットフォームカンパニーである「コーラス株式会社」に国内文具営業の業務を委託し、販売力の強化と物流機能の効率化を実現することとなりました。この「コーラス株式会社」への従業員63名の出向等により、国内文具営業業務の従業員数は、57名減少しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190(116)名	△59(△6)名	44.7歳	19.9年

（注）従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	376,137千円
株式会社香川銀行	200,000千円
株式会社広島銀行	173,101千円
株式会社三菱UFJ銀行	134,865千円
株式会社福井銀行	115,560千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　30,000,000株

② 発行済株式の総数　14,621,961株（自己株式15,796株を含む。）

資本金　3,653百万円

単元株式数　100株

③ 株主数　9,018名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
プラス株式会社	2,100,000	14.38
日本証券金融株式会社	361,000	2.47
セーラー万年筆取引先持株会	290,514	1.99
ＥＨ株式会社	237,700	1.63
村山信也	193,300	1.32
松井証券株式会社	168,000	1.15
株式会社りそな銀行	137,460	0.94
株式会社ＳＢＩ証券	125,757	0.86
正木産業株式会社	120,000	0.82
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SHINHAN INVESTMENT	119,000	0.81

（注）持株比率は自己株式（15,796株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等の状況

2020年6月23日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）

新株予約権の数（個）※	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個）※	－
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　15,037,593
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり133
新株予約権の行使期間※	自　2021年７月13日　至　2027年７月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　133 資本組入額　67
新株予約権の行使の条件※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額※	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、行使する当該各本新株予約権に係る各本社債（代用払込み）とし、当該各本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高（百万円）※	2,000

※ 新株予約権付社債の発行時（2020年７月13日）における内容を記載しております。

(注)当社は、当社が吸収合併若しくは新設合併により消滅すること、当社が吸収分割会社若しくは新設分割会社となりかつ吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社に本社債に係る債務を承継させ本新株予約権を移転させる吸収分割又は新設分割を行うこと、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うこと（以下、これらの吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（当社の株主総会による決議が不要な場合には、取締役会）で決議した場合、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、これらの吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社及び株式移転設立完全親会社を総称して、「承継会社」という。）をして、当該組織再編行為の効力発生日において、未行使の本新株予約権の所持人に対して、本新株予約権に代わり、承継会社の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を以下の条件により、交付させる。この場合においては、当該組織再編行為の効力発生日において、未行使の本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとする。但し、当該組織再編行為に係る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

①承継新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権と同一の数とする。

②承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社の普通株式とする。

③承継新株予約権の目的である株式の数

承継新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は本項第(3)号③と同様の調整に服する。

(a)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(b)その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

④承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該組織再編行為によって承継された各本社債を出資するものとし、当該各本社債の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。

⑤承継新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥承継新株予約権の行使の条件

本項第(5)号の定めに準じて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

⑦承継新株予約権の取得条項

承継新株予約権の取得条項は定めない。

⑧譲渡承認について

承継新株予約権の譲渡については承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本項第(7)号に準じて決定する。

⑩組織再編行為時の取扱い

本項第(8)号に準じて決定する。

⑪その他

承継新株予約権の行使により承継会社が交付する承継会社の普通株式の数につき、１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社が単元株制度を採用している場合において、承継会社の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、１株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	比佐 泰	文具事業部長
専務取締役	町 克哉	ロボット機器事業部長
常務取締役	中田尚邦	文具事業部製造本部長
常務取締役	耒谷 元	文具事業部経営企画本部長
取締役	米澤章正	管理部長
取締役	佐山嘉一	文具事業部長付 コーラス株式会社取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	北浦良司	
取締役 (監査等委員)	榊 正壽	一般社団法人Next Wisdom Foundation監事 一般社団法人自律分散社会フォーラム監事 東北大学会計大学院教授 榊公認会計士事務所所長 株式会社ｅｕｍｏ社外取締役 京都大学イノベーションキャピタル株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	熊王斉子	島村法律会計事務所

(注) 1. 取締役（監査等委員）榊正壽氏及び熊王斉子氏は、社外取締役であります。当社は、取締役（監査等委員）榊正壽氏及び熊王斉子氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 取締役（監査等委員）榊正壽氏は、公認会計士、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役（監査等委員）熊王斉子氏は弁護士として、会社法務に関する豊富な知識・経験を社外取締役としての適切な監査に生かしていただいています。

3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、北浦良司氏を取締役（監査等委員・常勤）として選定しております。

4. 当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、取締役（監査等委員）に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	6名	61百万円
取締役（監査等委員）	5名	10百万円
合計 （うち社外役員）	11名 （4名）	71百万円 （3百万円）

（注）1. 取締役の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第103期定時株主総会決議において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第103期定時株主総会決議において年額24百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先である法人等と当社との関係

氏名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
榊　正壽	榊公認会計士事務所	所長	当社との取引関係はありません。
	東北大学会計大学院	教授	当社との取引関係はありません。
	一般社団法人 Next Wisdom Foundation	監事	当社との取引関係はありません。
	一般社団法人 自律分散社会フォーラム	監事	当社との取引関係はありません。
	株式会社ｅｕｍｏ	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	京都大学イノベーション キャピタル株式会社	社外監査役	当社との取引関係はありません。
熊王　斉子	島村法律会計事務所	パートナー弁護士	兼職先である法律事務所から各種法律的助言を受けています。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役 （監査等委員） （社外）	榊　正壽	当事業年度開催の取締役会14回のうち、就任後に開催された11回のすべて、及び監査等委員会 8回のうち、同じく就任後開催された 5回すべてに出席しております。公認会計士・税理士としての専門的見地から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 （監査等委員） （社外）	熊王斉子	当事業年度開催の取締役会14回のうち、就任後に開催された11回のすべて、及び監査等委員会 8回のうち、同じく就任後開催された 5回すべてに出席しております。弁護士としての知識・経験を生かした助言・発言を行っております。

３．会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　監査法人日本橋事務所

② 会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,480千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,480千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められるときは、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**5,606,539**	**流動負債**	**1,900,885**
現金及び預金	2,841,332	支払手形及び買掛金	600,220
受取手形及び売掛金	1,033,677	短期借入金	999,664
商品及び製品	601,371	リース債務	7,937
仕掛品	369,067	未払法人税等	29,583
原材料及び貯蔵品	617,856	賞与引当金	21,493
その他	147,697	アフターコスト引当金	500
貸倒引当金	△4,463	その他	241,486
		固定負債	**2,991,850**
固定資産	**1,335,635**	転換社債型新株予約権付社債	2,000,000
		リース債務	20,549
有形固定資産	**1,153,196**	再評価に係る繰延税金負債	260,550
建物及び構築物	129,730	退職給付に係る負債	682,527
機械装置及び運搬具	40,101	製品自主回収関連損失引当金	5,123
土地	859,647	資産除去債務	23,100
		負債合計	**4,892,735**
リース資産	9,359	**純資産の部**	
建設仮勘定	95,179	**株主資本**	**1,456,814**
その他	19,179	**資本金**	**3,653,573**
無形固定資産	**24,180**	**資本剰余金**	**2,022,268**
		利益剰余金	**△4,197,899**
投資その他の資産	**158,258**	**自己株式**	**△21,128**
		その他の包括利益累計額	**592,625**
投資有価証券	95,935	その他有価証券評価差額金	△1,896
その他	62,424	土地再評価差額金	590,365
貸倒引当金	△102	為替換算調整勘定	4,156
		純資産合計	**2,049,439**
資産合計	**6,942,175**	**負債純資産合計**	**6,942,175**

連結損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**4,798,908**
売上原価	**3,358,870**
売上総利益	**1,440,038**
販売費及び一般管理費	**1,515,249**
営業損失	**75,210**
営業外収益	**20,631**
受取利息	70
受取配当金	424
保険配当金	14,084
その他	6,052
営業外費用	**69,902**
支払利息	29,669
為替差損	606
持分法による投資損失	15,544
社債発行費	23,492
その他	589
経常損失	**124,482**
特別利益	**3,102**
補助金収入	3,102
特別損失	**－**
税金等調整前当期純損失	**121,380**
法人税、住民税及び事業税	15,418
当期純損失	**136,798**
親会社株主に帰属する当期純損失	**136,798**

貸借対照表

(2020年12月31日現在)　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**5,486,983**	**流動負債**	**1,885,990**
現金及び預金	2,748,321	支払手形	379,290
受取手形	352,956	買掛金	209,349
売掛金	676,154	短期借入金	999,664
商品及び製品	592,309	リース債務	7,937
仕掛品	369,067	未払金	173,126
原材料及び貯蔵品	605,196	未払法人税等	27,796
前払費用	38,777	賞与引当金	21,493
未収入金	98,054	アフターコスト引当金	500
その他	10,624	その他	66,833
貸倒引当金	△4,479	**固定負債**	**2,988,556**
固定資産	**1,276,017**	転換社債型新株予約権付社債	2,000,000
有形固定資産	**1,137,326**	リース債務	20,549
建物	120,896	再評価に係る繰延税金負債	260,550
機械及び装置	33,513	退職給付引当金	679,233
車両運搬具	0	製品自主回収関連損失引当金	5,123
工具、器具及び備品	18,729	資産除去債務	23,100
土地	859,647	**負債合計**	**4,874,546**
リース資産	9,359	**純資産の部**	
建設仮勘定	95,179	**株主資本**	**1,299,984**
無形固定資産	**24,180**	**資本金**	**3,653,573**
投資その他の資産	**114,509**	**資本剰余金**	**2,022,268**
投資有価証券	7,988	資本準備金	1,653,573
関係会社株式	44,339	その他資本剰余金	368,695
破産更生債権等	102	**利益剰余金**	**△4,354,729**
差入保証金	54,559	その他利益剰余金	△4,354,729
その他	7,622	繰越利益剰余金	△4,354,729
貸倒引当金	△102	**自己株式**	**△21,128**
		評価・換算差額等	**588,469**
		その他有価証券評価差額金	△1,896
		土地再評価差額金	590,365
		純資産合計	**1,888,453**
資産合計	**6,763,000**	**負債純資産合計**	**6,763,000**

損　益　計　算　書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**4,763,175**
売上原価	**3,347,569**
売上総利益	**1,415,605**
販売費及び一般管理費	**1,491,107**
営業損失	**75,502**
営業外収益	**18,041**
受取利息及び受取配当金	473
保険配当金	14,084
その他	3,484
営業外費用	**54,908**
支払利息	29,669
為替差損	1,156
社債発行費	23,492
その他	589
経常損失	**112,369**
特別利益	**3,102**
補助金収入	3,102
特別損失	**－**
税引前当期純損失	**109,267**
法人税、住民税及び事業税	14,066
当期純損失	**123,333**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

セーラー万年筆株式会社
取締役会　御中

監査法人　日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　千保　有之　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　遠藤　洋一　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、セーラー万年筆株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、

監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

セーラー万年筆株式会社

取締役会　御中

監査法人　日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　千保　有之　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　遠藤　洋一　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、セーラー万年筆株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月3日

セーラー万年筆株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　北　浦　良　司　㊞

監　査　等　委　員　榊　　正　壽　㊞

監　査　等　委　員　熊　王　斉　子　㊞

(注)監査等委員榊正壽及び熊王斉子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)　当社は、創業110周年を迎えるにあたり、新しいコーポレート・アイデンティティを策定し「真」・「技」・「美」という三つのキーワードと共に、「ものづくり思想」を発表いたしました。そして、これらを具現化する拠点として、本年、創業の地である文具製造工場（広島県呉市）の建て替え工事準備を進めてまいります。

ものづくり拠点を「本店」とすることで、当社創業の精神に立ち返り、会社の隆盛を図りたく、本店を移転するものであります。

(2)　現行定款第2章第6条につきまして、今後の事業遂行のために資金調達を機動的に行うことのできる状態の確保及び将来的に適切なインセンティブの付与手段として株式政策の実行余地を確保する等の目的で、発行可能株式総数を拡大するものであります。

なお、2021年1月31日現在の普通株式の状況は次のとおりであります。

発行可能株式総数	30,000,000株
発行済株式総数	14,621,961株
転換社債にかかる潜在株式数	15,037,593株

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第２条（条文省略）	第１条～第２条（現行どおり）
（本店の所在地） 第３条 当会社は、本店を東京都墨田区に置く。	（本店の所在地） 第３条 当会社は、本店を広島県呉市に置く。
第４条～第５条（条文省略）	第４条～第５条（現行どおり）
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、３千万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、５千万株とする。
第７条～第３５条（条文省略）	第７条～第３５条（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	比佐 泰（ひさ やすし） (1952年11月 1日)	1977年 4月　当社入社 2007年11月　当社管理部経理担当部長 2010年 3月　当社取締役管理部長 2012年 3月　当社取締役兼上級執行役員管理部長 2015年12月　当社代表取締役社長兼上級執行役員文具事業部長 2018年 3月　当社代表取締役社長兼文具事業部長（現任）	314百株
	取締役候補者とした理由 比佐泰氏は、2010年より当社取締役管理部長を務め、管理・監督部門を担ってまいりました。2015年に代表取締役社長に就任後は、不採算事業を廃止し、文具・ロボット機器の主力２事業への集中を推し進め、また、取引先との緊密な連携を構築し販路を拡大するなど積極的な経営を実施しており、経営者としての豊富な経験・見識を有しております。今後もプラス株式会社との業務提携の強化等当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び「2021年-2023年中期経営計画」の達成を図るとともにグループ全体を監督する適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。		
2	町 克哉（まち かつや） (1958年12月22日)	1982年 4月　当社入社 1996年 5月　当社文具事業部中四国支店支店長 2007年 5月　当社ロボット機器事業部総務部次長 2013年 9月　当社執行役員ロボット機器事業部長代行 2014年 3月　当社取締役兼上級執行役員ロボット機器事業部長 2016年 3月　当社専務取締役兼ロボット機器事業部長(現任)	193百株
	取締役候補者とした理由 町克哉氏は、文具事業の販売支店長を経てロボット機器事業の総務部門に着任し、2013年に執行役員ロボット機器事業部長代行に就任しました。就任後はロボット機器事業の販売・製造両面において適切な指導･監督を実施し、ロボット機器事業の収益改善を実現しました。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び「2021年-2023年中期経営計画」の達成を図るとともにグループ全体を監督する適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>中田 尚邦
（1954年 8月23日）</td><td>1996年 2月　プラス工業株式会社入社
2011年10月　プラスステーショナリーカンパニー
執行役員Ｒ＆Ｄ本部本部長
2012年 1月　同社執行役員生産・技術統括本部統括本部長
兼Ｒ＆Ｄ本部本部長
2016年 4月　同社バイスプレジデント執行役員
生産・技術統括本部統括本部長
2018年 4月　同社シニアエグゼクティブ（現任）
2019年 3月　当社取締役（社外）
2019年 8月　当社常務取締役兼文具事業部製造本部長（現任）</td><td>57百株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
中田尚邦氏は、プラスステーショナリーカンパニーの執行役員として会社経営・組織運営に関する豊富な経験・知見を有しております。2019年に当社取締役就任後も製造本部長として工場の生産能力増強に積極的に取り組んでおり、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び「2021年-2023年中期経営計画」の達成を図るとともにグループ全体を監督する適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>耒谷 元
（1957年 5月31日）</td><td>2004年 5月　ぺんてる株式会社入社
2012年 6月　同社執行役員商品企画本部商品部長
兼国内営業本部営業企画部長
2014年 6月　同社取締役国内営業本部長
2016年 6月　同社常務取締役国内営業本部長
2019年 8月　当社文具事業部経営企画本部長
2020年 3月　当社常務取締役兼文具事業部経営企画本部長
（現任）</td><td>25百株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
耒谷元氏は、ぺんてる株式会社の常務取締役として、会社経営・組織運営に関する豊富な経験を有し、更には、製品企画・営業企画についても多くの実績と知見を有しています。当社においても経営企画本部長として、製品企画及び経営企画に積極的に取組んでおり、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び「2021年-2023年中期経営計画」の達成を図るとともにグループ全体を監督する適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>米澤章正
（1962年12月 7日）</td><td>1985年 4月　当社入社
2006年 5月　当社文具事業部天応工場技術部門開発技術課長
2011年 5月　当社文具事業部購買部次長
2014年 4月　当社文具事業部天応工場長（部長）
2015年 3月　当社取締役兼上級執行役員文具事業部天応工場長
2016年 3月　当社取締役兼文具事業部天応工場長
2017年12月　当社取締役兼管理部長（現任）</td><td>200百株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
米澤章正氏は、技術者として文具部門の製造設備新設・改良業務に携わり、2014年に文具事業部天応工場長に就任後は、製造責任者として工場の適切な管理・監督を行い生産の効率化に邁進しました。2017年からは取締役管理部長として会社全体の管理・監督業務に積極的に取り組んでおり、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び「2021年-2023年中期経営計画」の達成を図るとともにグループ全体を監督する適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>佐山嘉一
（1965年 3月22日）</td><td>1987年 4月　当社入社
2007年 5月　当社文具事業部販売本部販促担当課長
2011年 5月　当社文具事業部販売本部企画部次長
2012年 5月　当社文具事業部販売本部九州支店長
2017年 3月　当社執行役員文具事業部販売本部長
2018年 3月　当社取締役兼文具事業部長
2019年 8月　当社取締役兼文具事業部営業本部長
2020年 7月　当社文具事業部長付取締役（現任）
コーラス株式会社取締役（現任）</td><td>126百株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
佐山嘉一氏は、文具事業の販売企画・販売部門に従事し、文具事業における豊富な経験・知見を有しております。2018年には取締役文具事業部長に就任し、文具事業の立て直しに邁進しております。2020年には、コーラス株式会社取締役にも就任し、今後も当社とコーラス株式会社の兼任取締役として、両社の意思疎通及び今後の持続的な成長、企業価値の向上及び「2021年-2023年中期経営計画」の達成を図るとともにグループ全体を監督する適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　　印刷製本包装機械健保会館　４階会議室
東京都江東区毛利二丁目６番５号

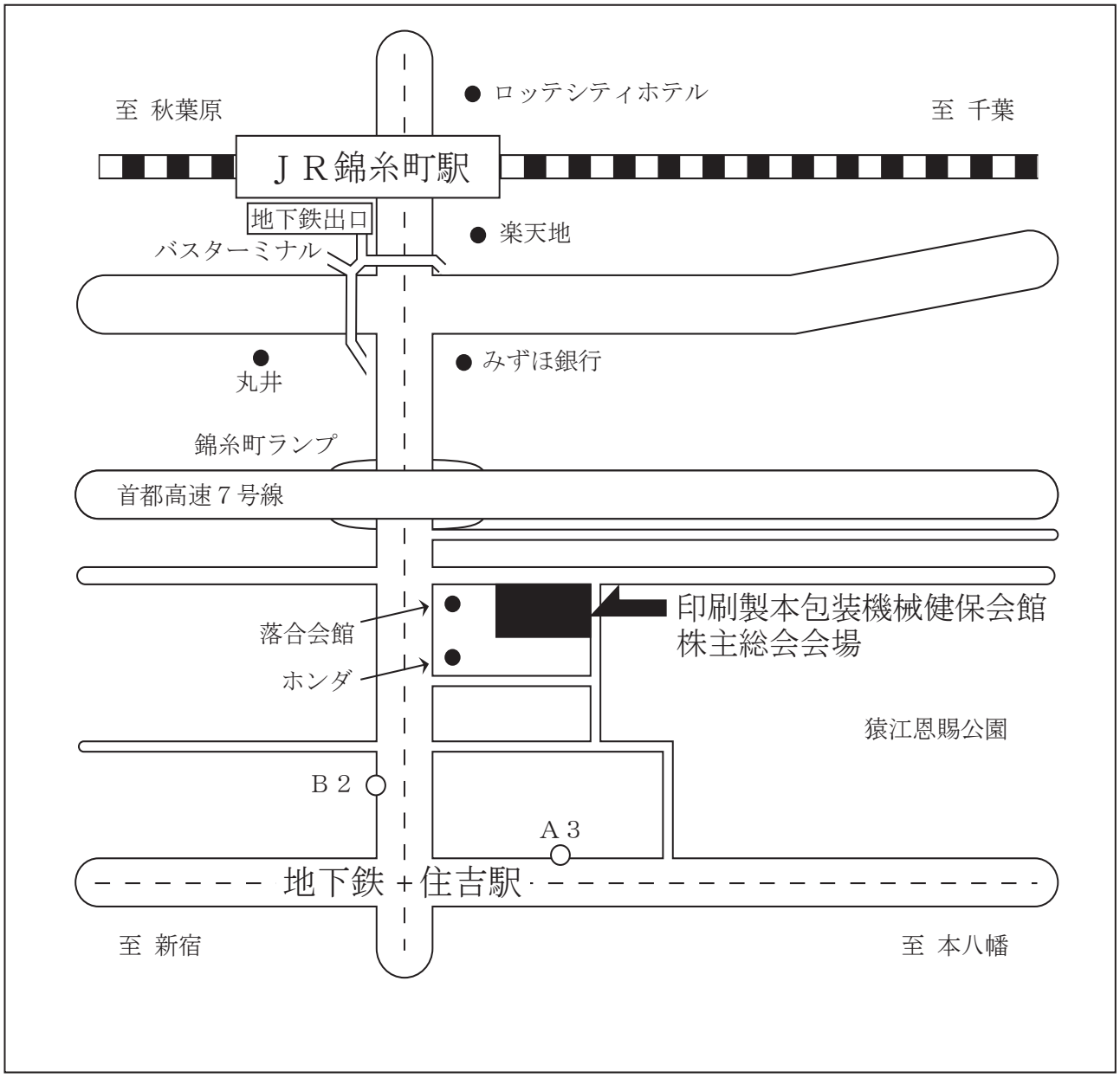

交　通　　ＪＲ総武線、東京メトロ半蔵門線
錦糸町駅南口から徒歩約10分
東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄新宿線
住吉駅　Ａ３、Ｂ２出口から徒歩約５分

（お願い）
駐車スペースがございませんので、当日のお車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申しあげます。